

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月26日
【会社名】	ムラキ株式会社
【英訳名】	MURAKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永井 清美
【本店の所在の場所】	東京都多摩市関戸二丁目24番地27
【電話番号】	042（357）5610（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 加瀬 光二
【最寄りの連絡場所】	東京都多摩市関戸二丁目24番地27
【電話番号】	042（357）5610（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 加瀬 光二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として株式併合を行う。

(1) 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、10株を1株に併合する。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

5,000,000株

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを前提として、現行定款第6条が規定する発行可能株式総数50,000,000株を株式併合の割合に合わせて5,000,000株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(2) 上記(1)の変更の効力は、第1号議案の株式併合の効力発生日である、平成29年10月1日をもって生ずるものとする旨の附則を設ける。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、永井清美、関富直彦、長澤正浩及び柳田任俊を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、湊信明及び大矢敏之を選任する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役野口顕一に対する退職慰労金の贈呈

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	9,981	182	—	(注) 2	(注) 4 可決 98.21
第2号議案 定款一部変更の件	10,055	108	—	(注) 2	(注) 4 可決 98.94
第3号議案 取締役4名選任の件				(注) 3	(注) 4
永井 清美	10,133	30	—		可決 99.70
関富 直彦	10,133	30	—		可決 99.70
長澤 正浩	10,135	28	—		可決 99.72
柳田 任俊	9,010	1,153	—		可決 88.65
第4号議案 監査役2名選任の件				(注) 3	(注) 4
湊 信明	10,138	25	—		可決 99.75
大矢 敏之	10,135	28	—		可決 99.72
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	9,000	1,163	—	(注) 1	(注) 4 可決 88.56

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
- 本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上